

2022年9月26日

新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了された方へ

当院では新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了しても、10日間が経過していない方の診療については事前に抗原定性検査を実施させていただきます。

抗原定性検査が陰性であれば通常の外来で対応させていただきます。

抗原定性検査が陽性であった場合には感染性を有するものと判断して通常の外来では対応困難となりますのでご了承くださいませようお願いいたします。

不要不急であれば10日以上経過してからの受診をお願いします。つきましては、予約の変更をいたしますのでご相談くださいますようお願いいたします。

亀田第一病院
病院長

理由

国の方針にて新型コロナウイルス感染症患者の療養期間の見直しがされ、「発症日から7日間経過し、かつ、症状の軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。」と変更になりました。しかし、この変更には同時に、「ただし、10日間が経過するまでは感染リスクが残存することから自身による健康状態の確認や高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする」という文言が添えられています。